

東洋町子ども読書活動推進計画

平成28年3月

東洋町教育委員会

目 次

第1章 基本方針

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の期間
- 3 読書活動の現状と課題
- 4 基本目標

第2章 子どもの読書活動推進の為の取組

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進
- 2 保育所における子どもの読書活動の推進
- 3 学校における子どもの読書活動の推進
- 4 地域における子どもの読書活動の推進

はじめに

読書は、言葉を学び、知性や感性を磨き、表現力、創造力を高め、人生をより深く生きる力を身に付ける上で大切なものです。

また、読書活動を通してある事柄を理解する力や、自分の考えを表現する力を養うことができ、他者とのコミュニケーション能力を高める事に繋がります。多くの本に親しむことは、人生をより深く生きるための力を身につけていく上で欠くことができないものです。

しかし、最近では、テレビ、DVD、インターネット、携帯電話などの情報メディアが急激に普及し、私たちのまわりの生活環境は大きく変化しています。このような状況の中、大人たちや子どもたちの「読書離れ」「活字離れ」が指摘されています。

国では、子どもたちの読書活動を推進するため、平成13年12月に『子どもの読書活動の推進に関する法律』を制定しました。平成14年8月には、この法律に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第一次基本計画)を策定し公表しました。平成25年8月には、『第三次基本計画』を策定し、施策を進めています。

また、高知県では、平成23年10月に「第二次高知県子ども読書活動推進計画」を策定し、県内の子どもの読書活動の総合的な推進に関する施策の基本的な方向性や具体的方策、達成すべき目標を明確にし、取組を進めています。

そこで、本町では、国の法律・計画と県の計画を踏まえ、「東洋町子ども読書活動推進計画」を策定し、次代を担う子どもたちが本に親しみ、自主的に読書活動を行い、生涯学習として読書習慣が身に付けられるよう環境整備のための基本的な方針、及び方策を示すこととしました。

第1章 基本方針

1 計画策定の趣旨

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月12日施行)第9条第2項に基づき、東洋町の子どもの読書活動を推進するため、家庭や学校、地域などの関係機関が連携して取り組む施策を示すものです。

そして、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きるための力を付けるものです。

2 計画の期間

この計画は、平成28年度から平成32年度までの5ヶ年間とし、必要に応じて見直しを行います。

3 読書活動の現状と課題

子どもの読書活動の状況は、依然として、学校段階における差が生じています。平成26年度に行われた(社)全国学校図書館協議会の第60回読書調査によると、1か月間に1冊も本を読まなかった「不読者」の割合(不読率)は、小学生3.8%、中学生15.0%、高校生48.7%と、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあることが分かりました。

また、本町の学校図書館の図書整備に関して、学校図書館図書標準の達成状況は、「平成26年度学校図書館の現状に関する調査」によると、小学校2校は、図書標準を達成しているものの、中学校2校は達成できていない状況となっています。

平成20年度及び21年度の公示された学習指導要領では、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことが重視され、各教科等を通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動の充実がうたわれています。

このように、今後も引き続き子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な措置を講じるとともに環境整備に努める必要があります。

4 基本目標

- ①本の素晴らしさ、大切さに気づいて貰う。
- ②楽しい読書の習慣を身に付ける。
- ③読書を通して、人と人、心と心の繋がりを築く。

第2章 子どもの読書活動推進のための取組

1 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は子どもが最初に本と出会う場所であり、その機会を作るのは保護者の役割の一つです。また、幼児期における絵本の読み聞かせは、多くの本を通して、たくさんの愛情をもらい、親子が触れ合う機会作りになり、心満たされる幸せな時間を過ごすことが、親子の絆作り、ひいては情操教育の第一歩となります。そのためにも、保護者が読書の素晴らしさに気づき、本を手に取り、子どもに勧める機会がつかれるようにすることが必要です。

(具体的な取組)

- ①ブックスタートによる親子読書活動を推進する。
- ②保護者向け読み聞かせ教室を開催する。
- ③「子ども読書の日」(4月23日)の普及・啓発を行う。

2 保育所における子どもの読書活動の推進

保育所は初めて集団生活を行う場所で、また、保護者から離れ、他者との関わりの中で多くのことを学ぶ場所です。自我の芽生えとともに、自分の手で本を選び楽しむようになります。そして、想像する楽しさを味わったり、イメージを広げたり、言葉の発達とともにコミュニケーション能力も増やしていきます。このような時期に読書の素晴らしさが自然と身に付き、習慣化するような取組を進めます。

また、家庭と保育所が連携し、読書の大切さや必要性について、共通認識を持ち取り組むことが読書習慣を身に付けるうえで必要です。

町内にある2保育園では、子どもたちが絵本などに親しむ機会を位置づけ、絵本コーナーを設け、読み聞かせや紙芝居等を行っています。

(具体的な取組)

- ① 子どもが本に親しみを覚え、楽しさを感じることができるよう読書活動を積極的に取り入れる。
- ② 子ども自らが生活の中で、いつでも身近に絵本に触れ、豊かなおはなし体験ができるよう絵本コーナーを工夫し、図書資料の充実を図る。

保護者には、家庭で子どもと一緒に本を読むことや保護者自身が楽しみ、読書に親しむよう働きかける。

- ④ 保育士が子どもたちの発達段階に適した本の選択や読み聞かせを行うための技能を身に付ける。

3 学校における子どもの読書活動の推進

学校における子どもの読書活動は、豊富な知識の習得と多感な感情を満たし、広い視野をもった人格を形成するために必要不可欠なものであり、各年齢に応じた本と出会うことが重要となります。学校における読書活動の中心的役割を担う学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こし、自由な読書活動や読書指導を行う場です。また、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成する場でもあります。

町内の小中学校では、国語科など各教科等の中での学校図書館の積極的な活用と併せて、読み聞かせやおすすめの本の紹介など工夫を凝らした継続的な取組が行われています。今後も子どもの自主性を尊重し、個性に応じたきめ細かい対応が大切です。併せて、読書習慣の定着を図るためには、学校と家庭、地域が協力して、子どもと本をつなぐ楽しい方法や環境づくりの在り方を探ることが重要です。

(具体的な取組)

- ① 学校図書館資料の見直しを定期的を実施し、常に新しい図書への入替をしながら、学校の実態に即した蔵書の整備に努めるなど、学校図書館資料を計画的に充実させる。
- ② 子どもたちが自由に好きな本を選び、静かに読みふける場所を提供するなど環境整備に努め、また、様々な本を紹介して、読書の楽しさを伝える。
- ③ 学校図書館を使って授業を行うなど、日常的な指導においても積極的に活用する。
- ④ 地域ボランティアによる読み聞かせ活動をより充実させ、学校と地域の繋がりをつくる。

4 地域における子どもの読書活動の推進

東洋町立図書館は、町民誰もが気軽に利用できる施設であり、子どもが地域で自由に本と触れ合える場所です。そのため、大人から子どもまで、それぞれの要望に応じた図書を整備し、気兼ねなく利用して貰えるような環境の整備が必要です。

(具体的な取組)

- ①地域イベントと協働し、本の紹介や貸出、読み聞かせを行うなど読書活動の普及に努める。
- ②学校図書館と図書の種類や内容について補完的連携を図る。
- ③「図書館だより」など利用促進に係る情報を発信する。

東洋町立図書館利用状況

年 度	蔵書冊数(冊)	人数(人)	貸出冊数(冊)
平成24年度	17,480	403	975
平成25年度	17,680	408	857
平成26年度	17,812	318	759

【高知県立図書館調査より】